

議案第36号

瑞穂市教育振興基本計画について

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により、瑞穂市教育振興基本計画を定めることについて、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成29年9月28日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

国の教育振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を受け、瑞穂市における教育振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策、その他の必要な事項における計画を定める必要があるため。

瑞穂市教育振興基本計画

豊かな市民性を培う瑞穂市教育の推進

～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～

(平成 29 年度～平成 32 年度)



瑞穂市教育委員会

第1章 瑞穂市教育振興基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

瑞穂市は、「豊かな市民性を培う瑞穂市教育の推進」を教育の方向として、「豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育」の実現をめざしています。

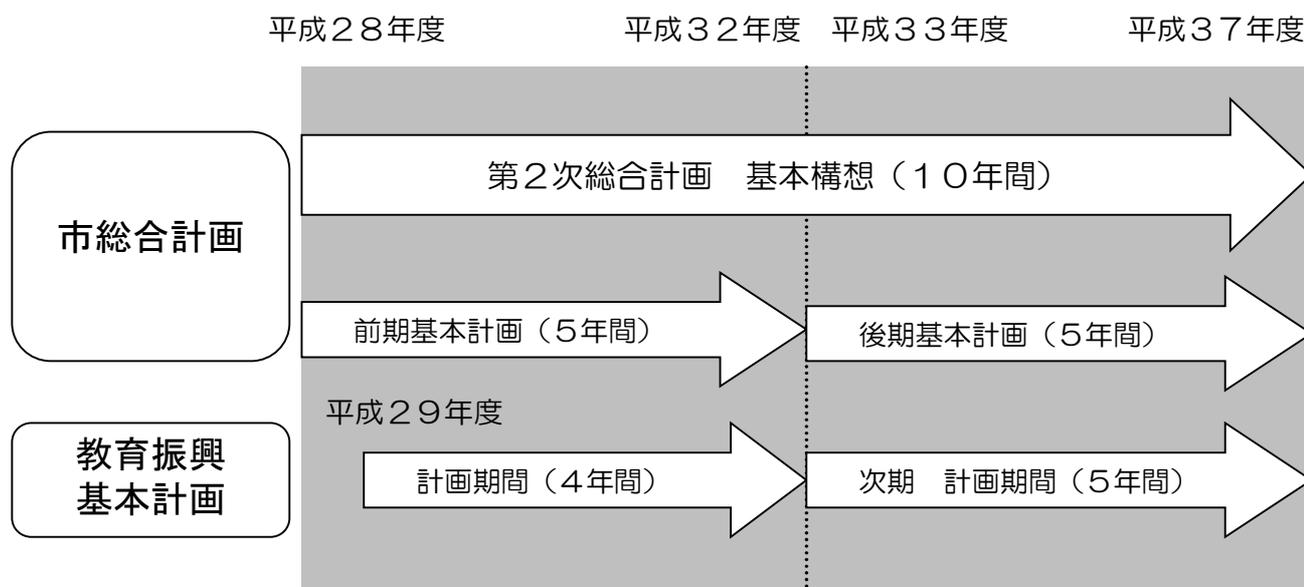
そこで、めざす姿を「心豊かに光り輝くみずほの子」とし、学校、家庭、地域が一体となり、瑞穂市民として未来を担う青少年の健全育成に取り組み、一人一人が市民性をもち、社会貢献できる人間教育を進めていくことに務めています。

瑞穂市に限らず、日本の社会全体の課題として、少子化・高齢化の進展に伴う社会全体の活力低下、地域社会や家族の変容からくる個々人の孤立化や規範意識の低下、さらに、グローバル化の進展や格差の再生産などがあげられています。また、教育の側面においても、いじめ、虐待、不登校等の諸問題や、基礎学力の定着、防災教育に関わる問題等様々な問題が山積しています。

そのような教育課題の解決を図ると共に、「心豊かに光り輝くみずほの子」の育成に関わるビジョンを具体化することが必要となってきました。

2 計画期間

平成29年度から平成32年度までの4年間とします。社会の変化に柔軟に対応するため、第2次総合計画の後期基本計画に合わせ、平成32年度に計画を見直します。



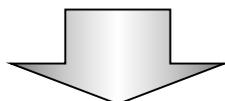
3 計画の位置づけ

瑞穂市は、平成28年3月に瑞穂市第2次総合計画を策定し、「誰もが未来を描けるまち瑞穂 ～選ばれるまちをめざして～」を推進しています。この第2次総合計画に従いつつ、より近未来の瑞穂市教育の具体を示す必要から、瑞穂市教育振興基本計画を策定しました。本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されるものです。

瑞穂市第2次総合計画

誰もが未来を描けるまち 瑞穂 ～選ばれるまちをめざして～

- 基本目標1 安全で安心して暮らせるまち
- 基本目標2 便利で快適に暮らせる美しいまち
- 基本目標3 心が通う助け合いのまち
- 基本目標4 夢あふれ希望に満ちたまち
- 基本目標5 活気あふれる元気なまち

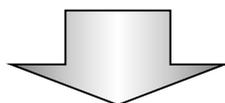


瑞穂市教育大綱

教育立市みずほ

みずほを愛し、みずほを誇り、みずほの活力となる人づくりを目指します。

- 保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。
- 安全・安心・快適で、質の高い学校教育を推進します。
- 地域に学び、世代を超えたコミュニティづくりを推進します。



瑞穂市教育振興基本計画

第2章 瑞穂市のめざす教育

1 教育理念（瑞穂市教育大綱より）

地域のつながりの希薄化，価値観，ライフスタイルの多様化など，教育を取り巻く社会状況が日々変化しているなか，思いやりや助け合いの心，さらには自律の心などの豊かな心を持ち，みずほを愛し，みずほを誇り，みずほの活力となる人づくりを目指します。

2 基本方針と基本施策

基本方針1 保育・幼児教育を充実し，子育て支援を推進します。

- ・ 保育所，幼稚園，小学校の情報を共有し連携を強化します。
- ・ 子どもの発達に応じた保育・幼児教育及び子育て支援の充実を図ります。

基本施策

- (1) 保育所・幼稚園・小学校の連携強化
- (2) 預かり施設の拡充，体制整備
- (3) 子育て支援サービスの充実
- (4) 子どもの居場所づくり

基本方針2 安全・安心・快適で，質の高い学校教育を推進します。

- ・ 礼儀，道徳，規律など，共に生きるための意識の高揚，心豊かな人間形成，確かな学力の向上を図ります。
- ・ いじめ等の問題行動への対応に積極的に取り組むとともに，学校，地域，家庭が一体となって，子どもの安全を守ります。
- ・ より良い学びの環境を充実します。

基本施策

- (1) 安全・安心な学校づくりの推進
- (2) 特色ある学校づくりの推進
- (3) 確かな学力の定着を図る教育の推進
- (4) グローバル化対応教育の推進
- (5) 教職員の指導力向上の取組の充実
- (6) 安全・安心で快適な教育環境の整備

基本方針 3 地域に学び，世代を超えたコミュニティづくりを推進します。

- わがまちの伝統文化を学び，地域に誇りと愛着をもち，地域に貢献できる人づくりをします。
- 家庭，学校，地域，職場が連携し，地域ぐるみで家庭教育の向上を図ります。
- 学習，スポーツ，ボランティアなどを通じて，地域コミュニティづくりを進めます。
- 生涯にわたる自発的な学習を通じ，健康で生きがいを感じられる取り組みの充実を図ります。

基本施策

- (1) 生涯にわたる学習活動の推進
- (2) 地域内の交流促進
- (3) 歴史・文化を活かしたまちづくり
- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) 生涯学習施設の維持管理・活用

基本方針 1 保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。

- ・ 保育所，幼稚園，小学校の情報を共有し連携を強化します。
- ・ 子どもの発達に応じた保育・幼児教育及び子育て支援の充実を図ります。

基本施策（1） 保育所・幼稚園・小学校の連携強化

主要事業	事業の内容
①保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。	子どもが健全に養育される質の高い幼児教育・保育環境，保育サービスの提供等，子育てと仕事の調和のとれた環境づくりを推進します。 公立保育所と公立幼稚園の適正な規模について整備検討を行い，認定こども園への移行を検討します。

基本施策（2） 預かり施設の拡充，体制整備

主要事業	事業の内容
①子ども預かり施設の拡充，体制整備事業	保育所・幼稚園・放課後児童クラブにおける保育士，指導員等を確保し受け入れ体制を整備するとともに，子どもが健全に養育される質の高い幼児教育・保育環境，保育サービスの提供等，子育てと仕事の調和のとれた環境づくりを促進します。
②潜在保育士就業促進事業	保育士不足の解消と，スムーズな就労につなげるために，保育士資格のある方を対象に，保育士就職チャレンジ研修を行います。
③待機児童対策施設整備事業	全小学校区で未満児保育を実施できるよう，穂積保育所，牛牧第1保育所の建替えを検討します。 また，民間保育所の誘致活動を実施するとともに小規模保育施設による確保，認可外保育施設への支援も推進し待機児童の解消に努めます。
④保育所施設大規模改修事業	既存建物の耐震補強工事については，整備済みである中，老朽化した施設において，施設管理計画を基に維持補修を計画的に実施し，安全で快適な保育環境の改善整備を図ります。

基本施策（３） 子育て支援サービスの拡充

主要事業	事業の内容
①放課後児童健全育成事業	保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校1年から6年生までの児童を対象に、授業が終わった後の遊びの場や生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。
②子育て短期支援事業	保護者の疾病や就業等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。
③地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う事業で、市内在住の未就園児とその保護者を対象とし、子育てセミナー、子育て相談、出張講座、園庭開放などを行います。
④一時預かり事業	保護者の就業の都合や、保護者の疾病や就業等により、家庭で保育できない場合に、生後10か月以上から小学校就学前のお子さんを一時的にお預かりします。
⑤病児保育事業	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。市内では実施しているところはなく、近隣市町と広域利用できるよう契約します。
⑥ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援を行う者（提供会員）と育児の支援を受ける者（利用会員）とで構成され、子育て中の家庭の“困った”を提供会員がサポートする有償の相互援助活動で、NPO法人キッズスクエア瑞穂に委託しています。 主に保育所等への送迎や帰宅後の預かり、学童保育の迎え及び帰宅後の預かりを行います。
⑦利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
⑧子育て応援サイトの拡充事業	瑞穂市にお住まいの子育て中のかたがたを応援するため、市の行政サービスや緊急時の連絡先、子育て関連施設・窓口など、子育てに必要な情報が満載の特設サイトです。
⑨保育所園児の体力向上事業	市内の公立保育所では楽しく体を動かすことを通して、成長を促し、スポーツを楽しむ児童の育成と健康の保持増進を目標とした「幼児運動教室」を開催します。

基本施策（４） 子どもの居場所づくり

主要事業	事業の内容
①放課後子ども総合プラン事業	<p>放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的にした事業です。</p> <p>放課後子ども総合プランに基づき、一体型または連携型での検討を行い、放課後子供教室と放課後児童クラブとの計画的な整備を進めます。</p>

【事業の達成指標】

分類	項目名	現状値	目標値 (H32年度)
1-(2)	待機児童の解消	23人 (H28.4.1現在)	0人
1-(2)	保育所施設大規模改修事業 H31 西保育・教育センター 大規模改修工事 H32 中保育・教育センター 大規模改修工事		
1-(3)	保育所園児の体力向上事業 (けがの発生数の前年比5%減少)	—	-5%

基本方針2 安全・安心・快適で、質の高い学校教育を推進します。

- ・ 礼儀、道徳、規律など、共に生きるための意識の高揚、心豊かな人間形成、確かな学力の向上を図ります。
- ・ いじめ等の問題行動への対応に積極的に取り組むとともに、学校、地域、家庭が一体となって、子どもの安全を守ります。
- ・ より良い学びの環境を充実します。

基本施策（1） 安全・安心な学校づくりの推進

主要事業	事業の内容
①いじめの根絶等人権教育の推進事業	すべての児童生徒が、安心して楽しい学校生活を送れるよう、いじめの根絶をめざし、どの学校もいじめの未然防止に取り組めます。その取組の中で、いじめにつながる偏見や差別的なものの見方を改めていく人権教育を推進するとともに、どの子も自分の居場所やまわりの仲間との絆を感じられるような温かい人間関係づくりを目指します。
②いじめ未然防止教育推進事業	「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）及び「瑞穂市いじめ防止基本方針」（平成27年1月策定）を踏まえ、いじめの未然防止や望ましい仲間関係づくりを目的に、小学3年から中学3年を対象として、学級集団アンケートを実施し、結果を学級集団づくりや個別指導に活用します。教員は、夏季休業期間及び秋季に講師を招いて、結果の分析や指導への生かし方について研修します。
③特別支援教育推進事業	障がいのある全ての児童生徒の教育の一層の充実を図るため、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に、一人一人の教育支援計画を作成し、特別支援教育を推進します。
④教育相談事業	すべての児童生徒が安心して登校できるよう、中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、専門性を生かした教育相談体制の充実に取り組めます。また、適応指導教室（アジサイスクール）を開設し、不登校児童生徒の学校復帰をめざし支援しています。

⑤自分の命は自分で守る防災教育の推進事業	防災教育を推進し、すべての児童生徒が、自然災害が起こった際に、自分の命は自分で守ることができる力を身に付けられるようにします。避難の仕方だけでなく、危険を予測する力や状況に合った判断ができる力を育成することを目指します。
⑥生活支援員の配置事業	障がいの有無にかかわらず、特別に配慮が必要な児童生徒に、学校での学習上・生活上の支援を行うため、生活支援員を配置します。
⑦フレンドリー指導員の配置事業	年間30日以上欠席をする児童・生徒のうち毎年5～20人が適応指導教室（アジサイスクール）に通室します。学校復帰を支援するため学校や保護者と連携をし児童生徒の学習・生活指導ならびに相談にあたるため、フレンドリー指導員を配置します。

基本施策（2） 特色ある学校づくりの推進

主要事業	事業の内容
①特色ある学校づくり推進事業	<p>瑞穂市の魅力ある園・学校づくりを推進するため、伝統と特色ある園・学校づくりのために要する費用の補助を行います。</p> <p>園児児童生徒及び地域ならびに園・各学校の伝統等の実態に応じた創意ある教育活動の展開を通じ、園児児童生徒にとって魅力ある園・学校づくりを推進することは、園児児童生徒の「生きる力」や「ふるさと瑞穂」を大切にする心の育成につながります。</p>
②コミュニティ・スクール推進事業	<p>複雑・多様化した学校の課題や子どもたちを取り巻くいじめ・暴力の問題などを、学校と保護者や地域住民が協働して解決し、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールの仕組みを構築します。</p>

基本施策（３） 確かな学力の定着を図る教育の推進

主要事業	事業の内容
①学力向上推進事業	<p>各校ごとに、前年度の成果や課題、児童生徒の実態を踏まえ、自校で取り組む具体的な方策「指導改善プラン」を明らかにします。</p> <p>自校の「指導改善プラン」をもとに、児童・生徒の学力向上の取組を進めます。その中で、全国学力・学習状況調査や岐阜県における学習状況調査等の結果を分析し指導改善を図ることにより、PDCAのサイクルを機能させ、学力向上を目指します。</p>
②みずほ未来プロジェクト事業（MMP）	<p>市内中学生の希望者が、瑞穂市の未来や瑞穂市の抱える課題について調べ、考え、話し合うことを通して、よりよい主権者となる土台を作ります。</p> <p>この学習を通じて、社会の一員としての自覚をもち、目の前の課題に対して多面的・多角的に思考・判断し、自分なりの考えを主張できる力を身に付けさせていきたいと考えます。</p>
③理科支援員の配置事業	<p>理数教育の重要性が言われる中、全県的な課題として小学校に理科の専門教員が少ない現状もあり、理科室の整備等も十分できない状況です。また、特別に配慮を要する児童の増加に伴い、学級担任が授業の前後に実験の準備や片付けを行うのは困難な状況にあります。また、そこで瑞穂市では理科支援員を配置します。実験の準備・後片付けを担うことにより、安全を確保しつつ、実験や観察をより多く行い、問題解決的な学習を充実させることができます。</p>
④MSJ・MSKの活動推進事業	<p>青少年の健全育成を目指し、自分たちの地域や学校をよりよくしていこうという願いのもと、中学校では、MSJ（マナーズ・スピリット・ジュニア）を、小学校では、MSK（マナーズ・スピリット・キッズ）というボランティア組織をつくり、活動しています。自分たちの地域や学校をよりよくしていこうと主体的に取り組む態度や実践力を育てていくとともに、子どもたちから「あいさつ」や「ボランティア」の輪を広げていきます。</p>

基本施策（４） グローバル化対応教育の推進

主要事業	事業の内容
①英語教育推進事業	<p>2020年の小学校高学年での英語の教科化に向け、指導体制の確立や教員の指導力の強化が不可欠になります。そこで、以下のように事業を進めます。</p> <p>(1) 小・中学校教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校3～6年担任に向け、ALTと共に、英語で進める授業のための指導力向上研修の実施 ・小学校の担任主導の授業の基本的な形の確立 ・各小学校でのリーフレットを活用した研修の実施 ・各小中学校の担当者による生津小全校研究会と研究発表会・公表会への参加 <p>(2) 市民が英語に親しむ風土作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中のALTによる「ALT English サロン」の実施 ・「ALT English サロン」実施に向けて、英語教育推進教師のコミュニケーション力の向上 <p>(3) 中学生英語スピーチコンテストのための指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加生徒に対する積極的な指導
②外国語指導助手（ALT）配置事業	<p>幼稚園及び小中学校における外国語教育の充実及び国際理解教育の推進を図るため、外国語担当教員等の助手として瑞穂市外国語指導助手（ALT）を配置します。</p> <p>ALTの業務としては以下のようなものがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中学校における外国語科等の授業の補助 (2) 小学校における外国語活動等の補助 (3) 外国語教材作成の補助 (4) 日本人教員等に対する現職研修の補助 (5) 特別活動や部活動等への協力 (6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供 (7) 外国語能力コンテストへの協力 (8) 地域における国際交流活動への協力 (9) 夏季休業中の放課後児童クラブへの協力 (10) 学校教育課長又は校長が必要と認める職務 等
③ICT教育推進事業	<p>情報化・グローバル化・少子化が急速に進展する現代社会において、情報機器を活用して情報を取捨選択し、有効に活用する力やグローバル人材の育成が急務です。</p> <p>一人一人の児童生徒が、情報を取捨選択して学び合ったり、まとめ方や表現方法を自分自身で考えたりといった学習活動や仲間と考えを共有しながら、協働して学びを深めていく力をつけていくことを目指します。そのために、ICT</p>

	<p>機器を活用して、発表に必要な資料を作成したり、資料を効果的に提示して表現したりする活動を充実させます。</p> <p>また、何度も試行を繰り返し、チャレンジしながら学ぶこともできます。</p>
--	---

基本施策（５）教職員の指導力向上の取り組みの充実

主要事業	事業の内容
<p>①教職員研修事業 （校区別教科研究事業）</p>	<p>「教師自ら学び続けるみずほの学校」を合言葉に教師自らが人間性を磨き、教師としての専門性や資質能力を高め、瑞穂市立幼稚園・小中学校の教職員としての使命感の高揚を図ること、また一貫した教育を推進することを目的とします。</p> <p>（１）研修の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手教員育成 ・職務研修の充実と校内研修の活性化 ・自己の課題解決のための希望研修推進 <p>（２）配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に軸足をおいた研修 ・中学校区の活発な連携 ・市内公開授業研による研修機会の拡大
<p>②若手教員支援事業</p>	<p>本市は臨時的任用職員（講師）を含め、初任者、教職経験２～４年の若手教員が多くいます。その若手教員が、学習指導、生徒指導の力を身に付けると共に、教育公務員としての使命感や倫理観、学校組織の一員としての自覚を高めることを目的に研修を行います。</p> <p>より具体的で個の課題に応じた研修にするために、一堂に会して行う研修とともに、勤務校での日常の研修（OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を大切にしています。また各学校の全校研究授業など、授業公開の情報を共有し、積極的に参観し学び合う機会を多く生み出していきます。</p>

③教員に対する相談事業	<p>教師の多忙化，若手教員の増加，病休をとる教員の増加などメンタルヘルスの重要性が叫ばれています。そのため，瑞穂市教育支援センターの相談業務の中に，教員に対する相談も含めて対応していきます。</p> <p>学級経営や授業については，研修担当が相談を受け，メンタル面においては，教育相談員が対応します。また，スクールカウンセラーとの懇談もすすめていきます。</p>
④幼稚園・学校訪問事業	<p>幼稚園・小中学校の経営・管理運営の実態と教育指導の推進状況を把握し，成果と課題及び課題解決に向けての具体的な取組等，学校の教育目標の具現に徹する学校経営について指導・助言を行います。</p> <p>1学期，夏季休業中，2学期に，それぞれ1回ずつ，年間3回訪問します。主な内容は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理職・主幹教諭及び主任層との懇談 ② 教職員の人事管理についての園長・校長との懇談 ③ 施設設備の管理状況の確認 ④ 授業参観・保育参観 ⑤ 公定表簿等の点検 ⑥ 懇談，授業参観，公簿点検等についての指導・助言
⑤教育実践論文事業	<p>今学校には，学力の向上，心の教育の推進，いじめ防止対策，ICT機器の活用，主権者教育など，社会の急激な変化に対応する教育が求められています。こうした今日的な課題を受け，本市の園・小中学校では，一人一人の幼児・児童・生徒が主体的に学ぶ力を身に付け充実感を味わうことができる授業づくりや，生きる力を育てるための教育実践が推進されています。</p> <p>教育委員会として，教員の指導力及び資質向上に向け，主体的に実践研究を進める姿をめざしています。そこで，教員が日頃の教育実践を整理し，まとめることを通して，自己の教育観を構築し，指導力向上を図ることを願い，瑞穂市教育実践論文を募集します。応募された実践論文を審査し，優秀なものを表彰すると共に，実践を広めて教育活動の質の向上を図ります。</p>
⑥中学校部活動社会人指導者派遣事業	<p>教員の多忙化解消と，さらなる部活動の充実を目指して，各校の要望を聞きながら，社会人指導者の委嘱を行うとともに，社会人指導者の研修を実施します。</p>

基本施策（6）安全・安心で快適な教育環境の整備

主要事業	事業の内容
①外国人児童生徒支援事業	年々増加する外国人児童生徒に対し、日本語の指導や日本の文化や習慣、学校の仕組みなどの初期指導を行います。
②児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、子どもを小中学校へ就学させることが困難な家庭に対し、学習に必要な費用を援助します。就学援助の項目としては、副教材等学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、共済掛金等があります。
③小学校洋式トイレ改修事業	老朽化した施設の維持補修を行うとともに、トイレ改修により便器の洋式化と床の乾式化を実施し、快適な教育環境の整備を図ります。
④穂積中学校グラウンド整備事業	平成21年度実施の新校舎建設に伴い、手狭となったグラウンドを既設テニスコートの移設を行うことにより拡張し、運動施設環境の改善を図ります。
⑤学校施設大規模改修事業	既存建物の耐震補強工事については整備済みである中、老朽化した施設において、施設管理計画を基に維持補修を計画的に実施し、安全で快適な教育環境の改善整備を図ります。

事業の達成指標

分類	項目名	現状値	目標値 (H32年度)
2-(1)	特別支援教育推進事業 →特別支援学級在籍児童生徒、通級に通う児童、通常学級に在籍する配慮を要する児童生徒に対し、「個別の支援計画」の作成割合	70%	100%
2-(1)	教育相談事業	年間30日以上 欠席の児童生徒 60人	年間30日以上 欠席の児童生徒 40人
2-(1)	いじめ未然防止教育推進事業 →全国学力・学習状況調査 質問紙 ・学校に行くのが楽しいと思える児童生徒の割合（あてはまる+どちらかという当てはまる）	小 88% 中 77%	小 90% 中 80%
2-(2)	コミュニティ・スクール推進事業	コミュニティ・スクール導入0校	コミュニティ・スクール導入10校
2-(4)	ICT 教育推進事業 →全国学力・学習状況調査 質問紙 ・ICT 機器を週1回以上使っていると感じている児童生徒	0%	100%
2-(5)	中学校部活動社会人指導者派遣事業	土曜日の部活動指導に係る教職員の多忙感の増大	土曜日の部活動指導について一月の内4日以上を教職員の休みとする
2-(6)	小学校洋式トイレ改修事業 →トイレ箇所数における洋式及び乾式化した箇所数の割合	85.3%	100.0%
2-(6)	穂積中学校グラウンド整備事業 →既設グラウンドの整備率	0.0%	整備完了予定
2-(6)	学校施設大規模改修事業 幼稚園 H30 ほづみ幼稚園（造形室・園舎外壁）改修工事 小学校 H29 本田小学校（校舎・体育館）大規模改修工事 H29 南小学校（校舎）大規模改修工事 H31 中小学校（校舎・体育館）大規模改修工事 H32 南小学校（体育館・プール）大規模改修工事 中学校 H31 巢南中学校（柔剣道場）大規模改修工事 H32 巢南中学校（プール）大規模改修工事		

基本方針3 地域に学び、世代を超えたコミュニティづくりを推進します。

- ・ わがまちの伝統文化を学び、地域に誇りと愛着をもち、地域に貢献できる人づくりをします。
- ・ 家庭、学校、地域、職場が連携し、地域ぐるみで家庭教育の向上を図ります。
- ・ 学習、スポーツ、ボランティアなどを通じて、地域コミュニティづくりを進めます。
- ・ 生涯にわたる自発的な学習を通じ、健康で生きがいを感じられる取り組みの充実を図ります。

基本施策（1） 生涯にわたる学習活動の推進

主要事業	事業の内容
①家庭の教育力の向上を目指した家庭教育学級の推進と乳幼児家庭教育学級の充実	<p>教育の原点は家庭教育であることを根幹に、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、豊かな人間性を育むための家庭教育のあり方について学習する機会として家庭教育学級が位置づけられています。市では幼稚園、保育・教育センター、学校ごとに組織された各運営委員会に運営経費の補助をはじめ、家庭教育学級の内容の充実を目指して、講座の紹介などの支援をしていきます。</p> <p>また、県の施策「話そう！語ろう！わが家の約束運動」を全ての家庭での実施を目指していきます。さらに瑞穂市子どもの読書活動推進計画と連携し、「家読運動」や「親子読書」の推進を目指した研修内容の工夫に努めます。</p> <p>乳幼児家庭教育学級の実施により、他機関との連携を図りながら乳幼児からの家庭教育を推進します。また、家庭教育の大切さを父親にも啓発し、父親の参加率の向上を目指します。</p>
②土曜日を活用した瑞穂総合クラブの推進	<p>本市の将来を背負っていく児童生徒の未来が光り輝くことを願い（チャイルド・ライト・アップ）、実施する事業です。</p> <p>土曜日における小中学生を対象とした、文化・スポーツなどの特色のある講座を開設し、豊かな感性と知的好奇心を育むこと、また、学校や学年の枠を越えた集団で学ぶことを通して、望ましい社会性を育成することを目指します。</p>

主要事業	事業の内容
③市民の自主性を大切にした市民自主講座の開設の支援	<p>瑞穂市では、初心者の方をはじめ多くの市民が参加しやすく自主的に学べる、教育・文化・スポーツなどの幅広い市民自主講座の開設を支援しています。また、講師と市民が一体となり、自主運営化の支援をしていきます。平成28年8月の時点で市民自主講座から独立し、自主運営化した講座が4講座あります。今後も、市民の要望に添えていくよう、新規の講座を開設し、3年後には自主運営化というサイクルを支援しながら市民自主講座を育成していきます。</p>
④高齢者・女性の生涯学習の推進（瑞穂大学）	<p>生涯にわたって学び続けることに生きがいをもち、地域社会の充実のために役立とうとする人材の育成を図るため、瑞穂大学において年間を通し、寿学部 13 講座、女性学部 15 講座程度、生きがいつくり役立つ多くの講座を開設します。</p> <p>また、脳力活性学部は、脳の健康を保ちいつまでも生き生きと生活できることをねらいに、市内各小学校を会場とし、開設します。児童との交流や合同授業、学校行事の参観もあります。</p>
⑤生涯学習自主事業の推進	<p>文化芸術は、暮らしに喜びや感動を与え、豊かな人間性や創造性を育み、活力ある地域社会を実現していく上で、その重要性が高まっています。市民の誰もが文化芸術を身近に感じ、主体的に取り組むことができる環境を整える必要があるため、市総合センターを活用し、下記①～③の事業を実施します。</p> <p>また、同事業は市民協働により、市民の主体的な文化芸術活動への参加を促します。</p> <p>① 市民に芸術を鑑賞する機会を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネオクラシックコンサート（市文化協会と共催） ・ みずほ演劇祭（実行委員会の設置、市民ボランティアの募集） <p>② 著名人の講演を聴く機会を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化講演会 <p>③ 親子でふれあう機会を提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しまじろうコンサート等（※2年に1回程度）

主要事業	事業の内容
<p>⑥図書館機能の充実と市民への学習機会の提供と支援</p>	<p>市役所や学校、他の機関と連携し、地域を支える情報拠点として機能する図書館をめざします。</p> <p>① 市役所や他の機関と連携した事業</p> <p>② 幼稚園・学校等への団体貸出，図書館見学等の受入</p> <p>③ 読書サークル活動や読み聞かせボランティア活動の支援</p> <p>④ 図書館サービスの充実ときめ細かな広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPでの蔵書検索，予約サービス，イベント情報の提供 ・「広報みずほ」，「瑞穂市図書館だより」，「新着図書案内」「もくようみずほ」での情報提供 <p>⑤ 魅力ある図書館事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年事業 本館・分館「おはなしの会」，本館「映画鑑賞会」 ・特別企画 子どもの読書週間・夏休み・読書週間に合わせて事業や講座の開催。 ・郷土の歴史や文化を大切にしたい，地域の課題解決や調査研究の支援。 <p>⑥ 図書館資料の充実と郷土資料の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本館…一般図書，児童書，参考図書の充実，郷土資料（中山道関係，水害と治水関係の図書を中心に古文書，古記録，写真等），行政資料の継続的な収集・保存及び提供 ・分館…子育て支援関係図書，児童書の充実 <p>⑦ 岐阜県内及び東海北陸各県の公共図書館との相互貸借</p>
<p>⑦子どもの読書活動の推進</p>	<p>子どもたちの成長に応じ，読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立，そして自主的な読書活動にいたるまで，家庭，学校，地域，図書館がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境の整備に取り組みます。第二次瑞穂市子どもの読書活動推進計画をもとに「読書のまち瑞穂」の基盤づくりに取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業の実施 ・「読書通帳」の活用と推進 ・図書館職員による出前講座 ・家読運動の啓発と推進

基本施策（２） 地域内の交流促進

主要事業	事業の内容
①自治会活動, 校区活動を基盤とする地域コミュニティ活動の推進	<p>生涯学習による人づくりによって連帯感と心の豊かさにあふれる地域コミュニティづくりをするため, 校区活動を推進します。</p> <p>また, 地域における問題や課題を地域の住民自身で解決できるようにするため, 校区活動をさらに発展させた校区自治会連合会の設立に向け他部局と連携し支援していきます。</p>
②家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となって青少年健全育成の推進	<p>青少年育成市民会議が主体となり, 「地域の子どもは, 地域で守り育てる」という視点に立って, 地域社会全体で青少年の健全育成に努めていきます。家庭・学校・地域に加え, 子ども会や老人クラブなど市内の関係団体が連携しながら, 市民ラジオ体操の日, 子どもたちの下校を見守る地域のおじさんおばさん運動, 家庭の日の標語募集等も青少年育成市民会議が推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成市民会議総会 少年の主張大会, 「家庭の日」啓発標語の募集, 表彰 ・三部会の推進による地域, 家庭, 各種団体の連携(あいさつ運動の日・地域安全の日) ・8月第1日曜日に「ラジオ体操の日」の市民参加の啓発と参加率の向上 ・地域で活躍する青少年リーダーの育成 ・子ども会, 市PTA連合会への支援

基本施策（３） 歴史・文化を活かしたまちづくり

主要事業	事業の内容
①文化財の保存と活用	<p>地域住民を対象に生まれ育った地域の歴史や文化に誇りと愛着をもてるよう利活用します。</p> <p>瑞穂市の歴史民俗資料や文献資料を通して文化財、伝統行事、過去の災害（水害や地震）等について、瑞穂市の歴史を調査・研究するとともに企画展や各種講座等で広く市民に周知を図ります。</p> <p>歴史や文化を大切な財産として保存できるよう、文化財保護審議会からの指導をもとに、管理者や保存団体への支援を続けます。</p>
②文化の伝承と後継者育成	<p>市内の文化伝承団体と協力し、文化財を大切に守り育てる思いや姿勢を醸成し、積極的な利活用を図ります。</p> <p>また、長年伝承や後継者育成に尽力いただいている団体や個人に支援を続けると共に、計画的に顕彰していきます。</p>

基本施策（４） 生涯スポーツの推進

主要事業	事業の内容
①生涯スポーツの振興	<p>親子での体操教室等、健康と教育のための活動を実施すると共に、健康寿命の向上を図るため、市民の誰もがいつまでもスポーツに親しむことができる施設環境を提供します。</p> <p>総合型地域スポーツクラブ「なかよしクラブみずほ」と連携・協働して市民の健康の保持・増進を図ります。</p>
②地域スポーツの推進、青少年スポーツの振興	<p>瑞穂市スポーツ推進委員が考案した、ゲートゴルフの普及・PRを図ります。また、子どもから大人まで楽しむことができる軽スポーツの大会・交流会を開催します。</p> <p>トップアスリート育成をめざし、総合型地域スポーツクラブ「ぎふ瑞穂スポーツガーデン」と連携・協働しながら小・中学生の競技力向上を図ります。</p>
③体育協会の支援(自主運営)	<p>体育協会に加盟する競技団体・スポーツ少年団の活動を支援します。</p> <p>体育協会主催の大会やスポーツ教室は市民のニーズを取り入れるよう促します。</p>
④スポーツ大会の支援	<p>ファミリーハイキング等を開催するにあたり、市民がスポーツに触れる機会を提供します。</p> <p>体育協会が主催する市民大会の支援、各種スポーツ大会の後援を行います。</p>

基本施策（５）生涯学習施設の維持管理・活用

主要事業	事業の内容
①生涯学習施設（総合センター・市民センター・棠南公民館）の計画的な改修と活用	施設の長寿命化を図り、安全で快適な生涯学習施設の維持管理を実施していきます。また、市民のニーズに応じた体育施設の整備を進めていきます。
②多目的広場の活用	多目的広場について、市民交流の場として活用を図ります。

事業の達成指標

分類	項目名	現状値	目標値 (H32年度)
3-(1)	瑞穂総合クラブ・市民自主講座数	58	65
3-(1)	市民自主講座 自主運営化した講座累積数	4	10
3-(1)	子どもの読書活動の推進 不読者の割合	小学生： 2.8% 中学生： 14.4%	小学生： 2.0% 中学生： 12.0%
3-(1)	高齢者・女性の生涯学習の推進（瑞穂大学） 受講者数	寿学部 702人 女性学部 304人	寿学部 750人 女性学部 330人
3-(2)	青少年健全育成の推進 市民会議 三部会重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のおじさんおばさん累積登録数 756人 ・市民ラジオ体操の日 参加人数 6797人 ・光り輝くみずほの子 ボランティアカード 20回達成者 418人 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のおじさんおばさん累積登録数 1000人 ・市民ラジオ体操の日 参加人数 7000人 ・光り輝くみずほの子 ボランティアカード 20回達成者 500人
3-(4)	成人の週1回以上のスポーツ実施率	29.76%	50%

瑞穂市小中学校教職員多忙化解消4カ年計画

H29. 4

《基本方針》教師一人一人が学校のスリム化を考え、働きがいのある職場をつくり出すことができる。
管理職を中心に、全職員で組織的にスリム化の取組を実施することができる。

人的支援

- ① 人事評価の活用（目標設定・校務分掌の吟味）
- ② メンタルヘルスケアの充実（懇談の実施）
- ③ 計画的な加配教員等の配置
- ④ 生活支援員・理科支援員の配置
- ⑤ 部活動の二人顧問制の充実
- ⑥ 部活動社会人指導者の派遣（研修・指導力の向上）
- ⑦ 部活動を行わない休日の設定

※⑤～⑦は、中学校のみ

時間を生み出す支援

- ⑧ 会議の見直し（役割の明確化・終了時刻の設定等）
- ⑨ 調査の効率化（学校教育計画等の活用・学校の負担軽減・隔年実施等）
- ⑩ 早く帰る日の取り組みの充実（早金・8の日等）
- ⑪ 学校閉庁日の実施（8月10日～8月15日）
- ⑫ タイムカードの活用（時間外勤務時間の把握等）
- ⑬ 授業力・生徒指導力の向上（研修等の充実）
- ⑭ 研究会の工夫改善（会議の持ち方・指導案の見直し）
- ⑮ 教育課程の見直し（行事の精選・学期末事務処理の時間の生み出し）

物的支援

- ⑯ 電子黒板・タブレット等の活用
- ⑰ 教材等の共有化（ICTの活用）
- ⑱ 学校のHPの共有化（市内統一ソフトの導入）
- ⑲ 教室環境のユニバーサルデザイン化

○ 教材や掲示物等作成に要する時間の短縮
→必要なものの吟味(わらいの明確化)

○ 研修(OJT)等を通して
力をつけること = 時間を生み出すこと

笑顔で元気よく子どもたちに接する瑞穂の先生

年度別重点項目

→H29年度～H32年度にかけて、各学校において、順次①～⑲の実施可能なことから取り組み、100%実施を目指す。

《H29年度の重点》

- ① 人事評価の活用
- ⑥ 部活動社会人指導者の派遣
- ⑩ 早く帰る日の取り組みの充実

《H30年度の重点》

- ② メンタルヘルスケアの充実
- ⑬ 授業力・生徒指導力の向上
- ⑯ 電子黒板・タブレット等の活用

《H31年度の重点》

- ⑫ タイムカードの活用
- ⑰ 教材等の共有化
- ⑲ 教室環境のユニバーサルデザイン化

《H32年度》

完全実施

《各校の重点》

※各校の実態を踏まえて、「できそうなこと」「やるべきこと」をそれぞれが決定する。

達成目標の設定

- ① 人事評価の活用→→→→→→→→人事評価を踏まえたP D C Aサイクルの確立（目標達成の充実感・やりがいを感じる校務分掌）
 - ② メンタルヘルスケアの充実→→→→→→→→気軽に話ができる職場環境作り・相談できる人間関係作り（ストレスをため込まない心も体も健康な教師）
 - ③ 計画的な加配教員等の配置→→→→→→→→学校の要望を踏まえた岐阜県教育委員会による決定
 - ④ 生活支援員・理科支援員の配置→→→→→→→→学校の要望を踏まえた市教委による決定
 - ⑤ 部活動の二人顧問制の充実→→→→→→→→部活動数の見直し・運動部活動の二人顧問制（休日にしっかり休むことができる環境作り）
 - ⑥ 部活動社会人指導者の派遣→→→→→→→→部活動の充実・教師の負担軽減（専門でない顧問が安心して担当できる部活動指導）
 - ⑦ 部活動を行わない休日の設定→→→→→→→→休日の部活動実施に関するルールの特化（教師の負担軽減・保護者への周知）
-
- ⑧ 会議の見直し→→→→→→→→→役割の明確化・終了時刻の設定等（会議に時間をかけすぎずに個人の時間を生み出す工夫）
 - ⑨ 調査の効率化→→→→→→→→→学校の負担軽減を踏まえた国・県・市教委による決定（調査内容の吟味・調査方法の改善）
 - ⑩ 早く帰る日の取り組みの充実→→→→→→→→早金・8の日等の設定（メリハリを付けて、次の日の朝笑顔で子どもに接することができる教師）
 - ⑪ 学校閉庁日の実施→→→→→→→→8月10日～8月15日を学校閉庁日（日直を置かない日）として周知
 - ⑫ タイムカードの活用→→→→→→→→月平均の時間外勤務時間80時間以内の徹底（働き方を見直し、健康管理がしっかりできる教師）
 - ⑬ 授業力・生徒指導力の向上→→→→→→→→研修等の充実による教師の力の向上（スキルアップして負担感を減らす）
 - ⑭ 研究会の工夫改善→→→→→→→→（例）瑞穂市小中学校校外研修推進事業
 - ・会議の持ち方……中学校区を中心とした少人数による授業研究会（一人一人が主体的に学び合う研究会）
 - ・指導案の見直し……A4版1枚のみ（授業者自身・参観者が授業の具体がイメージできればよい）
 - ・授業者……3年間で1回は授業を提案（授業力を高め合う校外研修）
 - ⑮ 教育課程の見直し→→→→→→→→→行事の精選・学期末事務処理の時間の生み出し（時間外勤務時間や持ち帰り仕事を減らす努力）
-
- ⑯ 電子黒板・タブレット等の活用→→→→→→→→活用の積み重ねによる効果的な活用方法等の開発（有効なソフトの共有による時間の生み出し）
 - ⑰ 教材等の共有化→→→→→→→→→教材や各種提案文書等の共有サーバーによる管理（ICTの活用による時間の生み出し）
 - ⑱ 学校のHPの共有化→→→→→→→→市内統一ソフトの導入によるHP作成の労力削減（誰でもどの学校でも簡単にHP作成）
 - ⑲ 教室環境のユニバーサルデザイン化→どの子どもも安心して学べる環境作り＝過度な掲示物作成等にかかる時間の削減

議案第 37 号

瑞穂市教育委員会事務局職員の懲戒処分について

瑞穂市教育委員会事務局職員の懲戒処分について、瑞穂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則（平成 16 年瑞穂市規則第 36 号）第 13 条第 1 項の規定により、下記の職員に対する懲戒処分について、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 28 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

記

- 1 氏 名 ※個人が特定される情報につき、非公開とします。
職 名 主 事
懲戒処分 訓 告（瑞穂市職員の交通事故等に係る懲戒処分等に関する規程 別表第 1 - 2 - オ）

- 2 氏 名 ※個人が特定される情報につき、非公開とします。
職 名 主 査
懲戒処分 口頭嚴重注意（瑞穂市職員の交通事故等に係る懲戒処分等に関する規程 別表第 2 - 2）

提案理由

瑞穂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則第 12 条の規定により、瑞穂市職員懲戒審査委員会委員長からの懲戒審査報告書により答申を受けたため。

承認第5号

瑞穂市教育委員会事務局職員の交通事故等に対する懲戒処分の基準について

瑞穂市教育委員会事務局職員の交通事故等に対する懲戒処分の基準について、平成29年6月1日施行の市長部局職員における瑞穂市交通事故等に係る処分決定手続き基準の設定に伴い、瑞穂市教育委員会事務局職員に対して同様の基準を準用するため、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

平成29年9月28日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

懲戒処分の迅速な決定及び処分を実行するため、瑞穂市教育委員会事務局職員に対して、別紙のとおり瑞穂市交通事故等に係る処分決定手続きの基準を準用するもの。